

●保育の必要性の基準改正に伴う、入所児童に係る影響の予測について

①保育士加点要件の見直し については、

令和2年度4月1次入所選考では対象者が10名だったことを踏まえると、今回新たに加点対象となる「一時保育事業に従事する保育士」については年間数名となる見通しです。その数名の児童分、入所できていた児童が順位を落としたり、入所できなくなる可能性があります。

②「内定」欄の削除 については、

「内定（就労開始前）」については就労と同等に評価する運用を規則化するにすぎないため、入所児童数に係る影響はないと考えます。

③「待機点」の廃止 と ⑤入所辞退者の減点期間拡大 については、

令和元年度の辞退者数は40名ですが、そのうち、転出や保護者の体調不良等、真にやむを得ないと思われる理由での辞退を除くと28名となります。本改正により、この人数の大部分について辞退者が減少し、その分の申込者数も減少すると考えられ、真に入所を希望する者に対して入所決定ができるようになることが期待されます。

④「兄弟点」の改正 については、

兄弟児のいる児童について優先指数が加点される扱いとなることに変わりはなく、また点数も大幅に変わるものではないため、入所児童数全体に係る影響はほぼないと考えます。

⑥滞納者の減点要件厳格化 については、

督促を受けた保育料の支払いがない場合に指数を減点とする扱いについては、現時点で対象者は不明ですが、本人や兄弟児での保育施設の利用がある者で、かつ滞納がある者に限られるため、対象者はいたとしても数名と見られます。本改正で、適切に保育料を納付している者に入所決定を行うことが期待されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失職した等の事情がある場合も考えられるため、聴き取りを行う際には十分に事情を斟酌します。

また、生活困窮の家庭など、就労が必要不可欠な家庭の児童の入所決定については別途配慮するものとします。

⑦無償化対象施設に係る加点廃止 については、

幼稚園や認可外保育施設等の無償化対象施設に通う3～5歳児についての加点がなくなり、入所申込の時点で無償化対象施設を利用していない児童と同様

の取扱いになります。令和2年4月1次入所選考において、無償化対象施設に通う3～5歳児は22名で、そのうちの5名について入所決定しました。その5名程度の児童分、無償化対象施設に入所できていない児童が入所できるようになる可能性があります。

その他の改正については、備考の説明の文言の見直し、優先指数の加点についての説明等のため、入所児童数に係る影響はないと考えます。